

## 【自転車に対する道路交通法改正】

自転車に「青切符(交通反則通告制度)」が導入されます。

これまでの自転車の違反対応は主に「注意・指導」が中心でしたが、

2026年4月1日からは、16歳以上の自転車利用者にも自動車などと同様に反則金制度が適用されます。【青切符のポイント】

警察官が軽微な違反を確認した場合、その場で「青切符(反則告知書)」を交付。反則金を期日までに納付すると、刑事手続きにならず処理される仕組みです。

### 【対象となる違反の例と反則金】

違反行為	反則金の目安
スマホを見ながら運転(ながらスマホ)	約 ¥12,000
信号無視	約 ¥6,000
歩道走行・逆走など通行区分違反	約 ¥6,000
一時停止無視	約 ¥5,000
無灯火運転	約 ¥5,000
傘さし・イヤホン等の危険運転	約 ¥5,000
並進禁止・二人乗り	約 ¥3,000

※金額・内容は目安です(警察庁資料や都道府県警まとめなどより)

### 自転車=車両としての交通ルール遵守が明確化

改正で自転車も正式に「車両」としての責任が強調され、車道での左側通行・自動車との安全なすれ違いなどのルールも整備されました。

自動車が自転車を追い越す際は、安全な間隔・速度で通過する義務。

自転車側も安全な場所・方法で通行する義務が明文化されています。

自転車通勤・通学者も対象です。

旅行者など外国人利用者も16歳以上なら対象になります(短期滞在でも反則金適用)